



民族紛争後の政治改革への国際関与

石黒, 馨

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/ 9J

(Issue Date)

2006-06

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100061>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/9J
2006年6月

民族紛争後の政治改革への国際関与

石黒馨

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

民族紛争後の政治改革への国際関与

石黒 馨

(神戸大学大学院経済学研究科教授・CDAMS センター員)

要約

本稿の目的は、民族紛争後の社会において、多数派と少数派に政治権限をどのように配分すれば、多数派の協調的な政治改革のインセンティブを引き出すことができるかという問題について検討することである。本稿の主要な結論は以下の点にある。第1に、多数派の民族主義的政治改革を抑制するには、少数派に政治決定権と政治交渉力を与える必要がある。第2に、多数派の協調的政治改革を促進するためには、少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を与える必要がある。どのような政治改革を目標とするかに応じて、政治権限の配分方法は異なる。

Keywords : 政治改革 政治決定権 政治交渉力 国際関与

はじめに

NATO空爆後の1999年6月10日、国連安保理は決議1244(コソボ和平決議)を採択した。この決議によってセルビア共和国のコソボ自治州は、NATO主導の国連平和維持部隊KFOR(*Kosovo Force*)によって治安が維持され、国連コソボ暫定行政機構UNMIK(*United Nations Interim Administration Mission in Kosovo*)によって領域管理されることになった¹。コソボのアルバニア人は、この国連決議によって独立は認められなかったが、自治権の拡大は認められた。コソボの多数派のアルバニア人が自治権の拡大を意図し民族主義的活動を強めれば、今度は少数派のセルビア人が反発し民族紛争に発展する可能性がある²。

国際社会は、コソボ自治州のように国際的に管理された領域への政治権限の委譲の後に民族紛争を回避するためには、どのような政治制度を準備しておけばよいだろうか。紛争後の平和構築の議論では、社会経済的側面に焦点が当てられ(Fearon and Latin 2004, 36-41)、政治制度や政治改革の問題はこれまで理論的には必ずしも十分に検討されていない。国際的領域管理の議論においても、ガバナンスや民主主義の重要性(Barnes 2001; Wilde 2001)が

¹ 国連による国際的領域管理の近年の例には、コソボ以外に、カンボジア(*UN Transitional Authority in Cambodia: UNTAC*)や東チモール(*UN Transitional Administration in East Timor: UNTAET*)などがある(Matheson 2001; Strohmeyer 2001)。

² 少数派の排除が民族紛争に発展し、少数派が分離・独立を求めると、国家性問題(*problems of stateness*)が発生する(Linz and Stepan 1996, 29)。

指摘されているが、政治制度や政治改革については十分に議論されていない³。

自由で公正な選挙それ自体は、このような問題の解決策としては十分なものでないだろう。というのは、民主的選挙によって成立した政権が、民族主義的な政治改革(憲法制定)を実施し、民族間関係を悪化させる場合があるからである。民主的選挙は、少数派に機会の平等を保証するが、結果の平等は保証しない⁴。それ故、民主的選挙によって政治権限を獲得した多数派が、国家の意思決定過程から少数派を排除し、多数派に有利な政治改革を実施する可能性がある⁵。

例えば、旧ユーゴ地域の後継諸国では、1990年の出発選挙後、民族主義政権が成立したクロアチア共和国では、多数派のクロアチア人が政治権限を独占し、民族主義的な政治改革(憲法制定)を実施した。これが少数派セルビア人の排除と反発を招き、民族紛争に発展した⁶。クロアチア共和国では、1990年4月/5月の出発選挙で議会選挙が行われた。民族主義的な綱領を掲げたクロアチア民主同盟が議会の過半数を支配し(Woodward 1995, 119-120)、同年12月にはクロアチア共和国新憲法が制定された。この新憲法の制定は、多数派クロアチア人の権限を拡大する民族主義的政治改革 公用語(クロアチア語)、公用文字(ラテン文字)、国旗、公共施設の名称などでクロアチア化 であり、少数派のセルビア人を排除するものであった。

他方、マケドニア共和国のように民族紛争が回避された場合もある。1990年の出発選挙後、民族間で政治権限の分有を実現したマケドニア共和国では、少数派アルバニア人の集団的権利を保障するような協調的な政治改革が行われた。1990年11月の出発選挙において、マケドニア人の民族主義政党が第1党になったが、単独で多数を得ることはできず(Woodward 1995, 122)、マケドニア人とアルバニア人との連立内閣が形成された。1991年12月のマケドニア共和国新憲法では、民族間の権力分有が明記され、アルバニア人などの少数民族への配慮が行われ、一部の地域では少数派の言語の使用(7条)や母語での教育・表現の自由(48条)を認めた⁷。

本稿の目的は、民族紛争後に国際社会の影響下にある社会において、多数派と少数派に政治権限をどのように配分すれば、多数派の協調的な政治改革のインセンティブを引き出すことができるかという問題について検討することである。ここで**政治改革**には、民族主義的政治改革と協調的政治改革があるとする。前者は多数派が民族主義を強めるような政治改革であり、後者は少数派の集団的権利を保障するような政治改革である。また政治権

³ 平和構築に関する実証研究(Doyle and Sambanis 2000; Hartzell, Hoddie and Rothchild 2001; Fortna 2004)でも、政治制度や政治改革の問題はより長期の課題であるために、それらに対する関心は低い。

⁴ 各民族の構成員が民族的アイデンティティに従って投票すると、特に比例代表制のもとでは、選挙結果は民族構成比に一致することになる(Horowitz 1985, 83-85)。その結果、多民族国家では、選挙の勝者と敗者の境界線が民族間の境界線に一致する可能性が高くなる。

⁵ 民主主義や自由主義は、市場経済化とともに平和構築の基本原則(自由主義的な国際主義)として紛争後の社会に提起されてきた。それが持つイデオロギー的な側面については、Paris(1997, 2002)を参照のこと。

⁶ 1991年、クロアチア共和国ではクロアチア人78%、セルビア人12%、マケドニア共和国ではマケドニア人64.6%、アルバニア人21.0%であった(Woodward 1995, 33-34)。

⁷ アルバニア人はこの憲法を必ずしも容認していたわけではなく、マケドニア人とアルバニア人との間には対立が存在していた(Zahariadis 2003)。これが2001年3月の武力紛争を導いた。この武力紛争後の2001年8月の「オフリド合意(Ohrid Agreement)」で、国家の再定義が行われると共に、アルバニア語の公用語化、アルバニア人の民族的象徴の使用、アルバニア人警察官の増大などを認めた(Balkan Report, Aug. 17, 2001)。2001年11月にはこの合意に基づき憲法の修正が行われた。

限には、政治決定権と政治交渉力があるとする。**政治決定権**は多数派の民族主義的活動を容認する権限であり、**政治交渉力**は多数派と少数派の利得分配を決定する権限である。2つの政治権限を多数派と少数派にどのように配分すれば、民族主義的政治改革を抑制し、協調的政治改革を実施させることができるかというのが、ここでの問題である。

本稿の主要な結論は以下の点にある。第1に、どのような政治改革も実施されない場合には、誰が政治決定権を握っているかに関わらず、政治交渉力をもつアクターが利得を増大させることができる。したがって、政治交渉力の配分が重要になる。第2に、民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合には、多数派が政治決定権を握っているときには、多数派は民族主義的政治改革のインセンティブをもつ。少数派が政治決定権を握っているときには、多数派は協調的政治改革のインセンティブをもつ。したがって、政治決定権の配分が重要になる。第3に、民族主義的活動について政治交渉が可能な場合には、多数派の民族主義的政治改革を抑制するには、少数派に政治決定権と政治交渉力を与える必要がある。多数派の協調的政治改革を促進するためには、少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を与える必要がある。

以下、本稿はつぎのように構成される。第1節では、政治権限の配分と政治改革のモデルを構成する。第2節では、政治改革が実施されない場合には、政治交渉力の配分が重要になることを示す。第3節では、政治交渉が不可能な場合には、政治決定権の配分が重要なことを示す。第4節では、民族主義的政治改革のインセンティブについて検討し、第5節では、協調的政治改革のインセンティブについて検討し、最後に、本稿の主要な結論を要約する。

第1節 政治権限の配分と政治改革のモデル

政治権限の配分と政治改革のモデルを構成しよう。本稿のモデルの特徴は、政治改革について政治交渉が不可能な状況を想定した不完備契約アプローチという点にある⁸。

1) **アクター**：このゲームのアクターは、多数派と少数派および国際社会である⁹。多数派の目的は、民族主義的活動と政治改革によって利得を最大化することである。少数派の目的は、多数派の民族主義と政治改革の下で損失を最小化することである¹⁰。多数派も少数派もリスク中立的とする。国際社会の目的は、民族紛争を回避するような制度設計を行うことである。国際社会は、多数派と少数派の政治交渉の取引費用を十分に削減し、多数派の協調的政治改革のインセンティブを引き出すような政治権限の配分をデザインする¹¹。

⁸ 不完備契約アプローチは合理的選択理論の1つである。不完備契約アプローチについては、Hart (1985), Che and Hausch (1999), Maskin and Tirole (1999), Tirole (1999), 伊藤(2003)などを参照のこと。紛争回避に関する従来の研究には、社会的マッチング・ゲーム(Fearon and Laitin 1996)やコンストラクティブイズム(Fearon and Laitin 2000)および紛争管理(Genicot and Skaperdas 2002)などのアプローチがある。

⁹ 紛争は多様な原因によって発生するが(Collier and Hoeffler 2004; Fearon 2004; Fearon and Laitin 2003; Hegre et al. 2001; Kalyvas 2003; Licklider 1995)、ここでは民族間の紛争を想定する。

¹⁰ 合理的選択以外の民族紛争の分析アプローチについては、Brubaker and Laitin(1998)を参照のこと。

¹¹ 国際的に領域管理された地域における国際社会の政治権限については、Doyle(2002)を参照のこと。

2) 行動空間：多数派には2回、少数派と国際社会には1回、それぞれ選択の機会がある。多数派の1回目の選択は、第1期に政治改革を実施するか否かである。2回目の選択は、第2期に民族主義的活動をどこまで行うかである。少数派の行動は、第2期に多数派の民族主義的活動をどこまで認めるかである。国際社会は、第0期に政治決定権と政治交渉力を多数派と少数派にどのように配分するかを決定する。

多数派が実施する政治改革は、例えば憲法の制定や改正であり、地域や社会に関係特殊な性格を持ち、少数派の集団的権利や領域的自治およびその言論・表現・教育・宗教・結社の自由などに関わるものである。したがって、政治改革はその内容に応じて多数派と少数派に異なる影響を及ぼす。ここで、政治改革には2つのタイプがあるとする。1つは、多数派の限界利得を増大する**民族主義的政治改革** r_{nj} ($j=0,1$) (*nationalistic political reform*)である。もう1つは、少数派の限界損失を低下させる**協調的政治改革** r_{cj} ($j=0,1$) (*cooperative political reform*)である¹²。 $j=0$ は政治改革を実施しないこと、 $j=1$ は政治改革を実施することを表す。

多数派の民族主義的活動は、所与の政治改革(憲法)の下で合法的に行われ、例えば、国会議員・閣僚・政府要職・裁判官・軍隊・警察官・公務員などの民族間比率¹³、予算配分、税制、公共政策、メディア統制、民族的象徴の使用などにおいて、多数派に有利に行動することである。少数派は、多数派の政治改革や民族主義的活動によって合法的に差別・排除される可能性があり、政治活動の制限、経済活動の規制(雇用・労働条件の差別)、民族言語による教育の制限などが行われる可能性がある。

国際社会は、政治交渉の取引費用を削減し、政治決定権 r_k ($k=M,N$)と政治交渉力 r_l ($l=M,N$)を多数派と少数派に配分する。 k は政治決定権を持つアクター、 l は政治交渉力を持つアクター、 M は多数派、 N は少数派を表す。政治決定権は、多数派の民族主義的活動を容認する権限である。政治交渉力は、多数派と少数派の利得分配を決定する権限である。ここでは簡単化のために、政治交渉力を持つ方が交渉において最大限の受け取り・最小限の支払いをすると仮定する。

3) 政治状態：国際社会が多数派と少数派に政治決定権と政治交渉力を配分する方法は、 (M, M) 、 (M, N) 、 (N, M) 、 (N, N) の4通りある。多数派が行う政治改革の内容と実施の可否については、 r_{m0} 、 r_{m1} 、 r_{c0} 、 r_{c1} の4通りある。したがって、政治権限の配分と政治改革の実施の組み合わせによって決まる政治状態は全部で16通りある。多数派が協調的政治改革 r_{c1} を実施するような政治権限の配分 (r_k, r_l) を見つけ出すのがここでの問題である。

4) 利得：利得はアクター間で移転可能とする。多数派の利得 r_M は、多数派の民族主義的活動 x 、政治改革 r_{ij} ($i=c,n, j=0,1$)、政治決定権 r_k ($k=M,N$)、政治交渉力 r_l ($l=M,N$)の関数とする。多数派は、民族主義的活動 x と政治改革 r_{ij} によって政治価値を得る。ただし、協調的政治改革 r_{cj} ($j=0,1$)は政治価値には影響しないとする。また多数派の民族主義的活動 x は、多数派の政治価値を増大するが、少数派には外部不効用をもたらすとする。

¹² 民族主義的政治改革は、契約理論の利己的投資(*selfish investment*)、協調的政治改革はその協調的投資(*cooperative investment*)にそれぞれ対応する(Che and Hausch 1999)。

¹³ これらの一部は、少数民族の集団的権利として憲法で明記される場合がある。南アフリカ共和国では、これらは、憲法には明記されていないが、民族・地域・言語などに応じて決定される(Sisk 1996, 57)。

$$(1) \quad M = M(x, r_{ij}, k, l) \quad i=c, n, j=0, 1, k, l=M, N$$

ここで、 $\partial M / \partial x > 0$, $\partial^2 M / \partial x^2 < 0$, $\partial M / \partial r_n > 0$, $\partial M / \partial r_c = 0$, $M(0, r_{ij}) = 0$ とする。政治価値 M は、民族主義的活動のコストは考慮されているが、政治改革のコストは考慮されていない。

少数派の利得 N は、多数派の民族主義的活動 x 、政治改革 $r_{ij} (i=c, n, j=0, 1)$ 、政治決定権 $k (k=M, N)$ 、政治交渉力 $l (l=M, N)$ の関数とする。少数派は、多数派の民族主義的活動 x と政治改革 r_{ij} によって外部不効用 C を被る。ただし、民族主義的政治改革 $r_{ij} (j=0, 1)$ は外部不効用には影響しないとする。

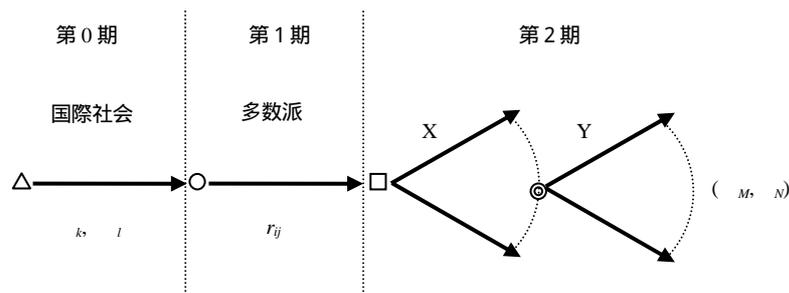
$$(2) \quad N = N(C(x, r_{ij}), k, l) \quad i=c, n, j=0, 1, k, l=M, N$$

ここで、 $C = C(x, r_{ij})$, $\partial C / \partial x > 0$, $\partial^2 C / \partial x^2 > 0$, $\partial C / \partial r_c < 0$, $\partial C / \partial r_n = 0$, $C(0, r_{ij}) = 0$ とする。

国際社会の利得は、民族紛争を回避するような協調的政治改革を多数派が実施する場合に最も大きいとする。国際社会の選好順序は、 $r_{c1} > r_{n0} \sim r_{c0} > r_{n1}$ である。

5) ゲームのタイミングと情報構造: ゲームは以下のように3期間行われる(図1を参照)。
 第0期: 国際社会が多数派と少数派に政治決定権 k と政治交渉力 l を配分する。
 第1期: 多数派が政治改革 $r_{ij} (i=n, c, j=0, 1)$ の実施について決定する。
 第2期: 多数派の民族主義的活動 x について政治決定と政治交渉が行われる。政治決定権を持つアクターが多数派の民族主義的活動を決定する。政治交渉力を持つアクターが民族主義的活動について最終提案 (*take-it-or-leave-it offer*) を行う。交渉相手は、この提案を受け入れた場合の利得と拒否した場合の利得が等しい場合には、この提案を受け入れるとする。

図1 ゲームのタイミング



注: X 政治決定権保有者の民族主義の水準の決定

Y 政治交渉力保有者の提案

$r_{ij} (i=n, c, j=0, 1)$ 政治改革の決定

$k (k, l=M, N)$ 政治決定権の配分

$l (k, l=M, N)$ 政治交渉力の配分

以下で想定するのは、多数派の民族主義的活動については政治交渉の可能性はあるが、政治改革については政治交渉や政治協約がまったく不可能な場合である。ここでは、第1

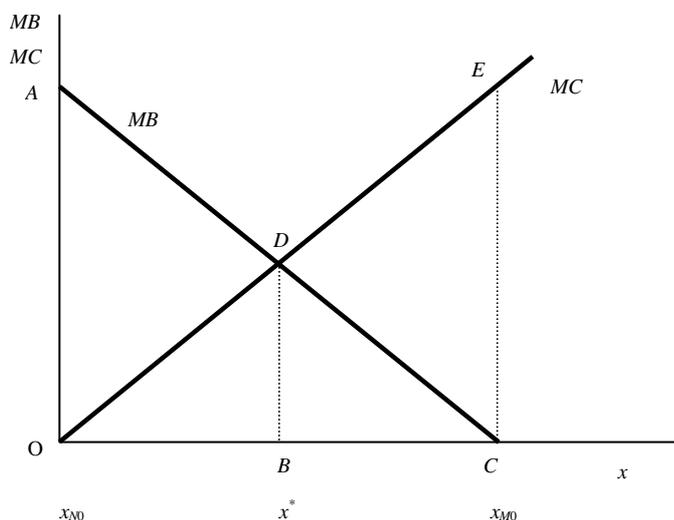
期に政治改革が実施される時には、政治的不確実性が高すぎて長期の政治協約を結ぶことができないとする。例えば、旧ユーゴ地域において1990年の出発選挙直後に、各共和国で憲法の制定を行うような場合である。しかし、第2期の期首には既に政治改革が行われ政治的不確実性がある程度解消され、多数派の民族主義的活動について短期の政治協約の可能性があるとする。このような状況について多数派も少数派も共有知識を持ち、情報の不完全性や不完備性は存在しないとする。

第2節 政治決定権と政治交渉力：政治改革が実施されない場合

国際社会の関与によって政治交渉の取引費用が十分に小さい場合には、コースの定理 (Coase, 1988) が示すように、外部性が存在する場合でも、多数派と少数派の政治交渉によってパレート効率的な民族主義の水準が達成される。このとき、政治決定権をもつのが多数派でも少数派でも、同じように効率的な民族主義の水準が実現する。ただし、利得の分配は、どちらのアクターが政治交渉力をもつかによって異なる。ここでは、以下の議論の予備的考察として、政治改革がない場合において以下のような命題を論証する。

命題1 どのような政治改革も実施されない場合には、どちらが政治決定権を握っているかに関わらず、政治交渉力をもつアクターが利得を増大させることができる。

図2 多数派の民族主義と外部性



社会的に望ましいパレート効率的な民族主義の水準 x^* は、(3)式のように定義され、多数派の限界利得と少数派の限界損失が等しい点($MB(x^*) = MC(x^*)$)で決定される。

$$(3) \quad x^* = \arg \max_x (MB(x) - MC(x))$$

図2の横軸は多数派の民族主義的活動 x 、縦軸は限界利得と限界損失を表す。 MB 曲線は多数派の限界利得、 MC 曲線は少数派の限界損失を表す。政治改革が実施されない場合に、パレート効率的な民族主義の水準 x^* が、政治決定権と政治交渉力の配分に応じてどのように実現されるかについて考えよう。

1) 少数派の政治決定権

少数派が政治決定権(拒否権)を掌握している場合には、少数派は多数派の民族主義を完全に拒否するであろう¹⁴。少数派は、(4)式で表されるように、損失最小化行動によって限界損失がゼロ($C'(x_{N0}) = 0$)になる $x_{N0} = 0$ を望む。

$$(4) \quad x_{N0} = \arg \min_x C(x)$$

しかし、政治交渉が可能であれば、多数派の民族主義の完全拒否は、少数派にとって最適な選択ではない。というのは、多数派の民族主義を認めても、それによって生じる損失以上の政治的対価 T を多数派が支払えば、少数派の利得は大きくなるからである。

少数派の政治交渉力(N_s, N): 少数派が政治決定権と共に政治交渉力をもつ場合に、少数派がつぎのような提案を行うとしよう。

$$(5) \quad x = \begin{cases} x^* & \text{if } T = \Pi(x^*), \\ 0 & \text{if } T \neq \Pi(x^*). \end{cases}$$

民族主義的活動の容認によって得る利益(x^*)に等しい政治的対価 T を多数派が支払えば、少数派は効率的な水準 x^* まで多数派の民族主義を容認する。しかし、そうでなければ、多数派の民族主義的活動を認めない。このとき、多数派は、政治的対価 T の支払いによって初期の利得を減少させることはないので、少数派の提案を受け入れる。少数派は、この提案によって利得を(x^*)- $C(x^*)$ だけ増大させることができる。

多数派の政治交渉力(N_s, M): 少数派が政治決定権をもち多数派が政治交渉力をもつ場合に、多数派がつぎのような提案を行うとしよう。

$$(6) \quad T = \begin{cases} C(x^*) & \text{if } x = x^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x^*. \end{cases}$$

少数派が効率的な水準 x^* まで民族主義を容認すれば、多数派は少数派にその損失 $C(x^*)$ に等しい政治的対価 T を支払う。しかし、それ以外の場合にはまったく支払わない。このとき、少数派は、民族主義の容認によって損失を増大させることはないので、多数派の提案を受け入れる。多数派は、この提案によって利得を(x^*)- $C(x^*)$ だけ増大させることができる。

2) 多数派の政治決定権

多数派が政治決定権を掌握している場合には、(7)式で表されるように、多数派の利得最

¹⁴ 権力分有の文脈で少数派の拒否権を考察した議論に、Lijphart(1977)がある。

大化行動から限界利得がゼロ($\pi'(x_{M0}) = 0$)になる x_{M0} まで民族主義的活動が行われる。

$$(7) \quad x_{M0} = \arg \max_x \pi(x)$$

しかし、両者の間で政治交渉が可能であれば、パレート効率的な x^* が実現する。というのは、少数派は、政治的代価を支払えば、多数派の民族主義的活動を抑制することができるからである。また、多数派も民族主義の抑制による利得の減少を政治的代価の支払いによって補償されるのであれば、民族主義の抑制に応じるだろう。

少数派の政治交渉力(π_M, π_N): 多数派が政治決定権をもち少数派が政治交渉力をもつ場合に、少数派がつぎのような提案を行うとしよう。

$$(8) \quad T = \begin{cases} \pi(x_{M0}) - \pi(x^*) & \text{if } x = x^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x^*. \end{cases}$$

多数派が効率的な水準 x^* まで民族主義を抑制すれば、少数派は多数派にその利得の損失 $(\pi(x_{M0}) - \pi(x^*))$ に等しい政治的代価 T を支払う。しかし、それ以外の場合にはまったく支払わない。このとき、多数派は、少数派から政治的代価を得られれば、民族主義の抑制によって利得を低下させることはないので、少数派の提案を受け入れる。少数派は、この提案によって損失を $C(x_{M0}) - C(x^*) - \{ \pi(x_{M0}) - \pi(x^*) \}$ だけ削減することができる。

多数派の政治交渉力(π_M, π_M): 多数派が政治決定権と共に政治交渉力をもつ場合に、多数派がつぎのような提案を行うとしよう。

$$(9) \quad x = \begin{cases} x^* & \text{if } T = C(x_{M0}) - C(x^*), \\ x_{M0} & \text{if } T \neq C(x_{M0}) - C(x^*). \end{cases}$$

民族主義的活動の抑制によって少数派が得る利益 $C(x_{M0}) - C(x^*)$ に等しい政治的代価 T を支払えば、多数派は効率的な水準 x^* まで民族主義を抑制する。しかし、それ以外の場合には民族主義的活動をまったく抑制しない。このとき、少数派は、政治的代価 T の支払いによって損失を増大させることはないので、多数派の提案を受け入れる。多数派は、この提案によって利得を $C(x_{M0}) - C(x^*) - \{ \pi(x_{M0}) - \pi(x^*) \}$ だけ増大させることができる。

以上のように、政治交渉が可能であれば、政治決定権が多数派と少数派のどちらに帰属していても、パレート効率的な多数派の民族主義的活動 x^* が実現する。このとき、政治交渉力をもつアクターは利得を増大させることができる。

第3節 政治交渉が不可能な場合の政治改革のインセンティブ

多数派と少数派の政治対立が大きく政治交渉の取引費用が十分に大きい、あるいは少数派に政治交渉における政治的代価の支払いに制約があるために、政治交渉が困難であるとしよう。民族主義的活動や政治改革によって得られる政治価値 π や外部不効用 C が立証不可能な場合にも政治交渉の取引費用が大きくなり、政治交渉が困難な場合がある。また一

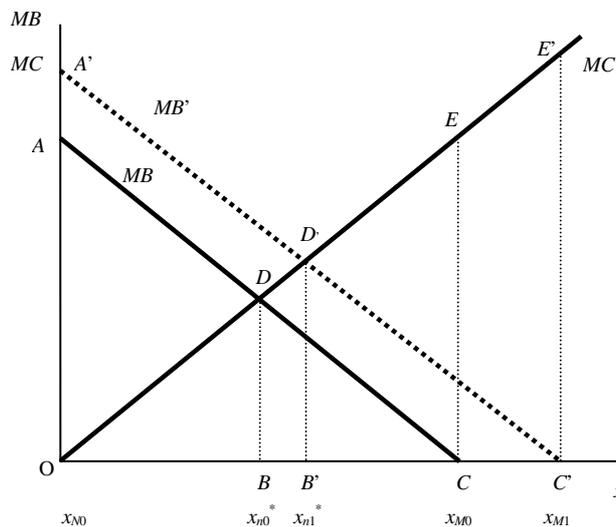
般に、政治価値 や外部不効用 C の多くは非金銭的価値のためにアクター間の移転が困難であり、これが政治交渉の障害になる場合がある。このような状況で、多数派の民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合の政治改革のインセンティブについて検討しよう。

3-1 民族主義的政治改革

多数派が第 1 期に民族主義的政治改革を行うとしよう。このような政治改革によって、図 3 のように多数派の MB 曲線は上昇シフトするが、少数派の MC 曲線は仮定によって変化しない。このような政治改革のインセンティブは、どちらのアクターが民族主義的活動の政治決定権をもつかによって異なる。ここでは、以下のような命題を論証する。

命題 2 : 多数派の民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合には、多数派は政治決定権を掌握しているときに、民族主義的政治改革のインセンティブがある。

図 3 民族主義的政治改革



1) 少数派の政治決定権 (N, r_{nj})

少数派が政治決定権(拒否権)を掌握している場合には、多数派の民族主義的活動は完全に拒否され、政治改革によって多数派の利得は変化しない。したがって、多数派に政治改革のインセンティブは生じない。

$$(10) \quad x_{N0} = \arg \min_x C(x, r_{nj}) \quad j=0,1$$

少数派は MC 曲線によって多数派の民族主義の水準を決定する((10)式)。多数派が政治改革を実施してもしなくても MC 曲線には影響しないので、少数派は $x_{N0}=0$ を選択し、多数派の民族主義を完全に拒否する。その結果、政治改革によって多数派の利得は変化しない。

2) 多数派の政治決定権 (M, r_{nj})

多数派が政治決定権を掌握している場合には、多数派は民族主義を $x_{Mj}(j=0,1)$ まで最大限

追求し、政治改革によって利得を増大させることができる。したがって、多数派に政治改革のインセンティブが生じる。

$$(11) \quad x_{Mj} = \arg \max_x (x, r_{nj}) \quad j=0,1$$

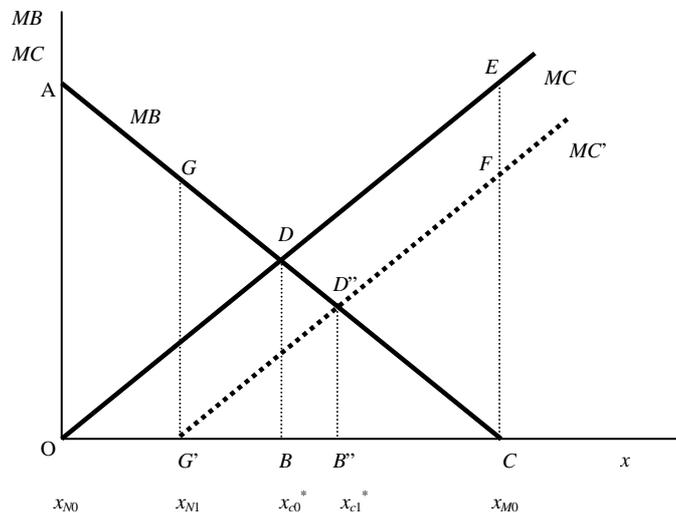
多数派はMB曲線によって民族主義の水準を決定する((11)式)。政治改革を実施しない場合には x_{M0} 、政治改革を実施する場合には x_{M1} を選択する。このとき、政治改革によって多数派の利得は、 $AA'C'C(= (x_{M1}, r_{n1}) - (x_{M0}, r_{n0}))$ だけ増大する。

政治交渉が不可能な状況では、少数派が政治決定権を持つ場合には、多数派の民族主義が完全に拒否され、多数派の不満が民族紛争を引き起こす可能性がある。他方、多数派が政治決定権を持つ場合には、多数派の民族主義が最大限に追求され、少数派の不満が民族紛争を引き起こす可能性がある¹⁵。いずれにせよ、政治交渉が不可能な場合には、政治交渉を可能にするような制度設計、例えば国内の制度改革や国際社会の関与が必要になる¹⁶。

3-2 協調的政治改革

多数派に、民族主義的活動に先立って少数派の損失を減らすような協調的政治改革(図4のMCの低下)の選択肢があるとしよう。例えば、少数派の集団的権利を保証するような政治改革である。こうした政治改革が実施されるか否かは、多数派の民族主義的活動を容認する政治決定権がどちらに帰属するか大きく依存する。

図4 協調的政治改革



¹⁵ 一般的には、多数派が政治決定権を持ち、多数派の過大な民族主義的活動に対して少数派が反発し、民族紛争が発生する場合が多い。旧ユーゴ地域では、セルビア共和国における多数派のセルビア民族主義、クロアチア共和国における多数派のクロアチア民族主義は、少数派(セルビア共和国のアルバニア人、クロアチア共和国のセルビア人)の武力抵抗を引き起こした。Fearon(1998)は少数派の抵抗をコミットメント問題として分析した。

¹⁶ 少数民族や人権の擁護に関する法律や制度がある場合には、多数派が政治権限を持っていても、少数派を完全に抑圧することはできないだろう。このような場合には、法制度が多数派の政治権限を制約し、利得分配や政治改革のインセンティブに影響を与える。欧州における少数民族の権利擁護の歴史的進展については、Preece(1997)を参照のこと。

命題3：多数派の民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合には、少数派が政治決定権を掌握するとき、多数派は協調的政治改革のインセンティブをもつ。

1) 少数派の政治決定権(N, r_{cj})

少数派が政治決定権を掌握している場合には、多数派の利得は政治改革によって増大し、多数派に政治改革のインセンティブが生じる。

$$(12) \quad x_{Nj} = \arg \min_x C(x, r_{cj}) \quad j=0,1$$

少数派はMC曲線によって多数派の民族主義の水準を決定する((12)式)。政治改革がない場合には民族主義を完全に拒否するが($x_{M0}=0$)、政治改革を実施する場合にはMC曲線が右方にシフトし、 x_{N1} まで多数派の民族主義を認める。少数派の損失は、 $0 \leq x \leq x_{N1}$ では民族主義を認めてもゼロであり、政治改革によって変わらない。多数派の利得は、政治改革がない場合にはゼロであるが、政治改革が行われれば、 $AGG'O(= (x_{N1}, r_{c1}))$ となる。したがって、多数派に政治改革のインセンティブが生じる。

2) 多数派の政治決定権(N, r_{cj})

多数派が政治決定権を掌握している場合には、政治改革によってMB曲線は変化せず、多数派の利得も変化しないので、多数派に政治改革のインセンティブはない。

$$(13) \quad x_{M0} = \arg \max_x (x, r_{cj}) \quad j=0,1$$

多数派はMB曲線によって民族主義の水準を決定する((13)式)。政治改革が行われても行われなくても多数派は民族主義の水準 x_{M0} を選択する。このとき、多数派の利得はどちらの場合も同じ $ACO(= (x_{M0}, r_{c0}) = (x_{M0}, r_{c1}))$ である。少数派の損失は、政治改革がなければ $ECO(=C(x_{M0}, r_{c0}))$ であり、政治改革が行われれば $FCG'(=C(x_{M0}, r_{c1}))$ となる。多数派が政治改革を実施すれば、少数派の損失は $EFG'O(=C(x_{M0}, r_{c0})-C(x_{M0}, r_{c1}))$ だけ減少する。

第4節 民族主義的政治改革のインセンティブと国際社会の関与

国際社会の関与によって、政治交渉の取引費用が十分に削減される、あるいは少数派の政治的対価の支払制約が緩和される(国際社会が代替的な政治的代価を提供する)場合を想定しよう¹⁷。このような想定の下で多数派の民族主義について政治交渉が行われるとする。

政治交渉が可能な場合には、どちらが政治決定権を掌握していても、多数派の民族主義

¹⁷ 国際社会の関与の役割は、第1に、政治交渉の取引費用を削減し、第2に、少数派に外部機会を導入すること(政治改革のインセンティブ)である。南アフリカ共和国の紛争では、国際社会は双方への情報提供によって政治交渉の取引費用を削減させた(Sisk 1996, 95)。

的活動は効率的な水準に決まる。ただし、利得分配はどちらが政治決定権や政治交渉力を持っているかによって異なり、したがって、多数派の政治改革のインセンティブも異なる。このとき、国際社会は、多数派の民族主義的政治改革を抑制するために、政治決定権と政治交渉力をどのように配分すればよいかについて検討しよう。ここでは、以下のような命題を論証する。

命題 4：民族主義的活動について政治交渉が可能なとき、多数派は政治決定権と政治交渉力を持っている場合に、民族主義的政治改革のインセンティブが大きい。多数派の民族主義的政治改革を抑制するには、少数派が政治決定権と政治交渉力をもつ必要がある。

1) 少数派の政治決定権

少数派の政治交渉力(N, N, r_{nj})：少数派が政治決定権と政治交渉力をもつ場合に、少数派が(14)式のような提案を行うとしよう。多数派は利得の増分をすべて少数派に政治的対価として支払う。

$$(14) \quad x = \begin{cases} x_{nj}^* & \text{if } T = \Pi(x_{nj}^*, r_{nj}), \\ x_{N0} & \text{if } T \neq \Pi(x_{nj}^*, r_{nj}). \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の民族主義は $x_{N0}=0$ から x_{n0}^* に増大する。しかし、多数派が得た利得の増分 $ADBO(= (x_{n0}^*, r_{n0}))$ は政治的対価として少数派に支払われ、多数派の利得はゼロである。少数派の利得は、多数派から得た政治的対価 $ADBO(= (x_{n0}^*, r_{n0}))$ から多数派の民族主義によって生じる損失 $DBO(=C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ を差し引いた $ADO(= (x_{n0}^*, r_{n0}) - C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ となる。

政治改革が実施される場合には、政治改革によって MB 曲線が上方シフトし、民族主義の水準は x_{n1}^* に増大する。この場合も、多数派は利得 $A'D'B'O(= (x_{n1}^*, r_{n1}))$ のすべてを少数派に支払うので、多数派の利得はゼロである。少数派の利得は、多数派から得た政治的対価 $A'D'B'O(= (x_{n1}^*, r_{n1}))$ から多数派の民族主義によって生じる損失 $D'B'O(=C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ を差し引いた $A'D'O(= (x_{n1}^*, r_{n1}) - C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ となる。

以上の結果、政治改革の成果は政治交渉力をもつ少数派にすべて分配される。政治改革による多数派の利得の増分はゼロである。したがって、多数派に政治改革のインセンティブはない。この場合にはホールドアップ問題が生じる¹⁸。

多数派の政治交渉力(N, M, r_{nj})：少数派が政治決定権、多数派が政治交渉力をもつ場合に、多数派が(15)式のような提案を行うとしよう。多数派は、政治交渉力があるので、政治改革によって利得を増大させることができる。

$$(15) \quad T = \begin{cases} C(x_{nj}^*, r_{nj}) & \text{if } x = x_{nj}^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x_{nj}^*. \end{cases}$$

¹⁸ 少数派には、第1期期首に多数派に政治改革に応じた利得分配を提示するインセンティブがある。しかし政治改革が行われた第2期期首には多数派への利得分配をできるだけ少なくしようとするインセンティブが働く(コミットメント問題)。多数派には政治協約を締結する必要があるが、それは不可能であり、不完備契約の非効率性が生じる。

政治改革が実施されない場合には、民族主義の水準は $x_{N0}=0$ から x_{n0}^* に増大し、多数派の利得は $ADBO(= (x_{n0}^*, r_{n0}))$ である。多数派は、少数派が被る損失 $DBO(=C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ を政治的代価として支払う。その結果、多数派の利得は $ADBO- DBO= ADO(= (x_{n0}^*, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ になる。このとき少数派の利得はゼロである。

政治改革が実施される場合には、政治改革によって MB 曲線が上方シフトし、民族主義の水準は x_{n1}^* に上昇する。この場合に、多数派が少数派に支払う政治的代価は $D'B'O(=C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ である。その結果、多数派の利得は $A'D'O(= (x_{n1}^*, r_{n1})-C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ になる。このとき、少数派の利得は政治改革がない場合と同様にゼロである。

以上の結果、政治改革による多数派の利得の増分は、 $A'D'O- ADO= AA'D'D(= (x_{n1}^*, r_{n1})- C(x_{n1}^*, r_{n1})-\{ (x_{n0}^*, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0})\})$ である。少数派が政治決定権を掌握していても多数派に政治交渉力があれば、多数派に政治改革のインセンティブが生じる。

2) 多数派の政治決定権

少数派の政治交渉力(M, N, r_{nj})：多数派が政治決定権、少数派が政治交渉力をもつ場合に、少数派が(16)式のような提案を行うとしよう。多数派は、政治決定権を掌握している場合には、政治交渉力がなくても、自分が決定する場合の利得を確保することができる。したがって、政治改革によって利得は増大する。

$$(16) \quad T = \begin{cases} \Pi(x_{Mj}, r_{nj}) - \Pi(x_{nj}^*, r_{nj}^*) & \text{if } x = x_{nj}^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x_{nj}^*. \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の民族主義は x_{M0} から x_{n0}^* に抑制される。多数派の利得は、 $ADBO(= (x_{n0}^*, r_{n0}))$ と少数派からの政治的代価 $DCB(= (x_{M0}, r_{n0})- (x_{n0}^*, r_{n0}))$ を合計した $ACO(= (x_{M0}, r_{n0}))$ である。少数派は、多数派の民族主義によって被る損失 $DBO(=C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ と多数派への政治的代価 $DCB(= (x_{M0}, r_{n0})- (x_{n0}^*, r_{n0}))$ の合計 $DCO(=C(x_{n0}^*, r_{n0})+ (x_{M0}, r_{n0})- (x_{n0}^*, r_{n0}))$ が損失となる。これは政治交渉をしなかった場合の損失 $ECO(=C(x_{M0}, r_{n0}))$ よりは小さい。

政治改革が実施される場合には、民族主義の水準は x_{n0}^* から x_{n1}^* に増大する。多数派の利得は、民族主義によって得られる利得 $A'D'B'O(= (x_{n1}^*, r_{n1}))$ と少数派による補償 $D'C'B'(= (x_{M1}, r_{n1})- (x_{n1}^*, r_{n1}))$ を合計した $A'C'O(= (x_{M1}, r_{n1}))$ となる。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $D'B'O(=C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ と多数派への政治的代価 $D'C'B'(= (x_{M1}, r_{n1})- (x_{n1}^*, r_{n1}))$ の合計 $D'C'O(=C(x_{n1}^*, r_{n1})+ (x_{M1}, r_{n1})- (x_{n1}^*, r_{n1}))$ である。

以上の結果、政治改革による多数派の利得の増分は、 $A'C'O- ACO= AA'C'C(= (x_{M1}, r_{n1})- (x_{M0}, r_{n0}))$ である。多数派は、たとえ政治交渉力がなくても、政治決定権を掌握している方が、政治改革のインセンティブは大きくなる。

多数派の政治交渉力(M, M, r_{nj})：多数派が政治決定権と政治交渉力をもつ場合に、多数派が(17)式のような提案を行うとしよう。多数派は政治決定権を掌握する場合には、少数派から最大限の政治的代価を得ることができる。

$$(17) \quad x = \begin{cases} x_{nj}^* & \text{if } T = C(x_{M0}, r_{nj}) - C(x_{nj}^*, r_{ni}), \\ x_{M0} & \text{if } T \neq C(x_{M0}, r_{nj}) - C(x_{nj}^*, r_{nj}). \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、政治交渉によって民族主義は x_{M0} から x_{n0}^* に抑制される。このとき、少数派は、多数派の民族主義の抑制によって得た利得 $DECB (=C(x_{M0}, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ を政治的代償として多数派に支払う。その結果、多数派の利得は $ADECO(= (x_{n0}^*, r_{n0})+C(x_{M0}, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ となる。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $DBO(=C(x_{n0}^*, r_{n0}))$ と多数派への政治的代償 $DECB$ の合計 $ECO(=C(x_{M0}, r_{n0}))$ である。これは政治交渉をしなかった場合の損失と同じである。

政治改革が実施される場合には、民族主義の水準は x_{n0}^* から x_{n1}^* に増大する。多数派の利得は、民族主義的活動による利得 $A'D'B'O$ と少数派による政治的代償 $D'E'C'B'$ を合計した $A'D'E'C'O(= (x_{n1}^*, r_{n1})+C(x_{M1}, r_{n1})-C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ である。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $D'B'O(=C(x_{n1}^*, r_{n1}))$ と多数派への政治的代償 $D'E'C'B'$ の合計 $E'C'O(=C(x_{M1}, r_{n1}))$ である。

以上の結果、政治改革による多数派の利得の増分は、 $A'D'E'C'O - ADECO = AA'D'D + EE'C'C(= (x_{n0}^*, r_{n0})+C(x_{M0}, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0}) - \{ (x_{n1}^*, r_{n1})+C(x_{M1}, r_{n1})-C(x_{n1}^*, r_{n1}) \})$ である。多数派は、政治交渉力と政治決定権を掌握している場合に、政治改革のインセンティブが最も大きくなる¹⁹。

表1 民族主義的政治改革のインセンティブ

政治交渉力 政治決定権		少数派		多数派	
		政治改革なし	政治改革実施	政治改革なし	政治改革実施
少数派	均衡水準	B	B'	B	B'
	少数派利得	1/4	$(1/4)(1+)^2$	0	0
	トランスファー	3/8	$(3/8)(1+)^2$	1/8	$(1/8)(1+)^2$
	多数派利得	0	0	1/4	$(1/4)(1+)^2$
	インセンティブ	0		$(/4)(2+)$	
多数派	均衡水準	B	B'	B	B'
	少数派利得	-1/4	$-(1/4)(1+)^2$	-(1/2)	$-(1/2)(1+)^2$
	トランスファー	1/8	$(1/8)(1+)^2$	3/8	$(3/8)(1+)^2$
	多数派利得	1/2	$(1/2)(1+)^2$	3/4	$(3/4)(1+)^2$
	インセンティブ	$(/2)(2+)$		$(3 /4)(2+)$	

民族主義的政治改革の4つのケースを比較すると(表1を参照)、政治改革による多数派の利得の増大は以下の順序になる。 $(M, M) > (M, N) > (N, M) > (N, N)$ 。表1は、政治価値と外部不効用 C を、 $= (1+)x - (1/2)x^2$, $C = -x + (1/2)x^2$, $= 0$ (r_{n0} のとき), > 0 (r_{n1} のとき), $= 0$ (r_{c0} のとき), > 0 (r_{c1} のとき)のように特定化した場合に、政治決定権と政治交渉

¹⁹ 社会的厚生から見たとき、政治改革のコストがその便益を上回り、過剰な政治改革が行われる可能性がある。このような可能性を排除するためには、少数派が政治決定権を掌握した方が望ましい場合がある。

力の4つの配分を比較したものである。

第5節 協調的政治改革のインセンティブと国際社会の関与

国際社会の関与によって政治交渉が可能な場合に、多数派の協調的政治改革のインセンティブを導くような政治決定権と政治交渉力の配分について検討しよう。ここでは、以下のような命題を論証する。

命題5：民族主義的活動について政治交渉が可能な場合、多数派の協調的政治改革を促進するためには、少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を与える必要がある。

この命題は、多数派の協調的政治改革のためには、少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を配分するという一種の民族間の権力分有を示している²⁰。多民族国家では、多数決制の下では、多数派が政治権力を独占し、少数派を排除する可能性がある。したがって、単純な多数決制は適切ではなく、少数派が政治決定に参加できるような民族間の権力分有を工夫しなければならない(Sisk 1996, 34)。

1) 少数派の政治決定権

少数派の政治交渉力(N_s, N_s, r_{cj})：少数派が政治決定権と政治交渉力をもつ場合に、少数派が(18)式のような提案を行うとしよう。少数派は、多数派の利得の増大をすべて政治的代価として要求する。

$$(18) \quad x = \begin{cases} x_{cj}^* & \text{if } T = \Pi(x_{cj}^*, r_{cj}), \\ x_{Nj} & \text{if } T \neq \Pi(x_{cj}^*, r_{cj}). \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の利得はゼロであり、少数派の利得は $ADO(= (x_{c0}^*, r_{c0}) - C(x_{c0}^*, r_{c0}))$ である²¹。政治改革が実施される場合には、多数派の利得は、民族主義による利得 $AD''B''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ をすべて少数派へ支払うのでゼロである。したがって、多数派は政治改革によって利得は変わらず、政治改革のインセンティブはない。少数派の利得は、多数派の民族主義によって被る損失 $D''B''G'(= C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ と多数派からの政治的代価 $AD''B''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ の合計 $AD''G''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}) - C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ である。少数派の利得は、政治改革によって $(x_{c1}^*, r_{c1}) - C(x_{c1}^*, r_{c1}) - \{ (x_{c0}^*, r_{c0}) - C(x_{c0}^*, r_{c0}) \}$ だけ増大する。

多数派の政治交渉力(N_s, N_s, r_{cj})：少数派が政治決定権、多数派が政治交渉力をもつ場合に、多数派が(19)式のような提案を行うとしよう。多数派が少数派に支払う政治的代価

²⁰ 権力分有には、Lijphart(1977)の多極共存型(*consociational*)アプローチやHorowitz(1985)の統合型(*integrative*)アプローチがある(Sisk 1996, 34-40)。Kaufmann(1996: 156-157)は、国際社会の介入によって権力分有が実現したとしても、その介入が終われば紛争が再発するとして、権力分有には否定的である。ここでの権力分有は、従来の議論とは異なる。

²¹ 政治改革が実施されない場合の利得は、政治改革のタイプに依存しないので、民族主義的政治改革の場合と同じである。

は少数派が被る損失の大きさに依存する。したがって、政治改革によって少数派の損失を減らせば、多数派は政治的代価を減らすことができる。

$$(19) \quad T = \begin{cases} C(x_{cj}^*, r_{cj}) & \text{if } x = x_{cj}^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x_{cj}^*. \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の利得は $ADO(= (x_{c0}^*, r_{c0}) - C(x_{c0}^*, r_{c0}))$ であり、少数派の損失はゼロである。政治改革が実施される場合には、多数派の利得は、民族主義によって得られる利得 $AD''B''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ から少数派への政治的代価 $D''B''G'(= C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ を引いた $AD''G''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}) - C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ である。したがって、多数派は政治改革によって利得が $DD''G''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}) - C(x_{c1}^*, r_{c1}) - \{(x_{c0}^*, r_{c0}) - C(x_{c0}^*, r_{c0})\})$ だけ増大し、政治改革のインセンティブが生じる。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $D''B''G'(= C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ が多数派からの政治的代価の支払い $D''B''G'$ によってちょうど相殺され、政治改革によって変化しない。

2) 多数派の政治決定権

少数派の政治交渉力 (M, N, r_{cj}) : 多数派が政治決定権、少数派が政治交渉力をもつ場合に、少数派が(20)式のような提案を行うとしよう。少数派に政治交渉力がある場合には、多数派が政治決定権を掌握していても、政治改革のインセンティブは生じない。これは民族主義的政治改革の場合とは対照的である。

$$(20) \quad T = \begin{cases} \Pi(x_{M0}, r_{cj}) - \Pi(x_{cj}^*, r_{cj}) & \text{if } x = x_{cj}^*, \\ 0 & \text{if } x \neq x_{cj}^*. \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の利得は $ACO(= (x_{M0}, r_{c0}))$ であり、少数派の損失は $DCO(= C(x_{c0}^*, r_{c0}) + (x_{M0}, r_{c0}) - (x_{c0}^*, r_{c0}))$ である。政治改革が実施される場合には、多数派の利得は、民族主義によって得られる利得 $AD''B''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ と少数派からの政治的代価 $D''CB''$ の合計 $ACO(= (x_{M0}, r_{c1}))$ である。多数派の利得は、政治改革によって変化せず、政治改革のインセンティブはない。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $D''B''G'(= C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ と多数派への政治的代価 $D''CB''(= (x_{M0}, r_{c1}) - (x_{c1}^*, r_{c1}))$ の合計 $D''CG''(= C(x_{c1}^*, r_{c1}) + (x_{M0}, r_{c1}) - (x_{c1}^*, r_{c1}))$ である。少数派は、多数派の政治改革によって損失が $DD''G''O(= \{C(x_{c0}^*, r_{c0}) + (x_{M0}, r_{c0}) - (x_{c0}^*, r_{c0})\} - \{C(x_{c1}^*, r_{c1}) + (x_{M0}, r_{c1}) - (x_{c1}^*, r_{c1})\})$ だけ減少する。

多数派の政治交渉力 (M, M, r_{cj}) : 多数派が政治決定権と政治交渉力をもつ場合に、多数派が(21)式のような提案を行うとしよう。多数派は、民族主義を抑制する代わりに少数派から政治的代価を受け取る。このとき、政治改革によって少数派の損失を減らせば、少数派からの政治的代価も $DECB(= C(x_{M0}, r_{c0}) - C(x_{c0}^*, r_{c0}))$ から $D''FCB''(= C(x_{M0}, r_{c1}) - C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ に減少するので、多数派に政治改革のインセンティブは生じない。

$$(21) \quad x = \begin{cases} x_{cj}^* & \text{if } T = C(x_{M0}, r_{cj}) - C(x_{cj}^*, r_{cj}), \\ x_{M0} & \text{if } T \neq C(x_{M0}, r_{cj}) - C(x_{cj}^*, r_{cj}). \end{cases}$$

政治改革が実施されない場合には、多数派の利得は $ADECO(= (x_{c0}^*, r_{c0}) + C(x_{M0},$

$r_{c0})-C(x_{c0}^*, r_{c0})$)であり、少数派の損失は $ECO(=C(x_{M0}, r_{c0}))$ である。政治改革が実施される場合には、多数派の利得は、民族主義によって得られる利得 $AD''B''O(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ と少数派からの政治的代価 $D''FCB''(=C(x_{M0}, r_{c1})-C(x_{c1}^*, r_{c1}))$ の合計 $AD''FCO$ である。多数派は、政治改革によって利得が $DEFD''(= (x_{c0}^*, r_{c0})+(C(x_{M0}, r_{c0})-C(x_{c0}^*, r_{c0}))-\{ (x_{c1}^*, r_{c1})+(C(x_{M0}, r_{c1})-C(x_{c1}^*, r_{c1}))\})$ だけ減少する。少数派の損失は、多数派の民族主義によって被る損失 $D''B''G'(= (x_{c1}^*, r_{c1}))$ と多数派への政治的代価 $D''FCB''$ の合計 $FCG'(=C(x_{M0}, r_{c1}))$ である。少数派は多数派の政治改革によって損失が減少する。

協調的政治改革の4つのケースを比較すると(表2を参照)、政治改革による多数派の利得の増大は以下のような順序になる。 $(N, M) > (N, N) = (M, N) > (M, M)$ 。表2は表1と同様の政治価値と外部不効用Cの特定化の下で、政治決定権と政治交渉力の4つの配分を比較したものである。協調的政治改革の場合には、多数派への政治権限の完全配分はその政治改革のインセンティブを生じない。

表2 協調的政治改革のインセンティブ

政治交渉力 政治決定権		少数派		多数派	
		政治改革なし	政治改革実施	政治改革なし	政治改革実施
少数派	均衡水準	B	B''	B	B''
	少数派利得	1/4	$(1/4)(1+2-\alpha^2)$	0	0
	トランスファー	3/8	$(1/8)(3+2-\alpha^2)$	1/8	$(1/4)(1-\alpha^2)$
	多数派利得	0	0	1/4	$(1/4)(1+2-\alpha^2)$
	インセンティブ	0	0	$(1/4)(2-\alpha^2)$	$(1/4)(2-\alpha^2)$
多数派	均衡水準	B	B'	B	B'
	少数派利得	-1/4	$-(1/4)(1-\alpha^2)$	-(1/2)	$(1/2)(1-\alpha^2)$
	トランスファー	1/8	$(1/8)(1-\alpha^2)$	3/8	$(3/8)(1-\alpha^2)$
	多数派利得	1/2	(1/2)	3/4	$(1/4)(3-2-\alpha^2)$
	インセンティブ	0	0	$-(1/4)(2-\alpha^2)$	$-(1/4)(2-\alpha^2)$

少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を配分する場合に、多数派が民族主義的政治改革よりも協調的政治改革を実施するための条件は以下ようになる。証明は2つの政治改革による多数派の利得の増分の比較によって得られる。

命題6：少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を配分する場合に、多数派が民族主義的政治改革よりも協調的政治改革を実施するための条件は、 $DD''G'O(= (x_{c1}^*, r_{c1})-C(x_{c1}^*, r_{c1})-\{ (x_{c0}^*, r_{c0})-C(x_{c0}^*, r_{c0})\}) > AA'D'D(= (x_{n1}^*, r_{n1})-C(x_{n1}^*, r_{n1})-\{ (x_{n0}^*, r_{n0})-C(x_{n0}^*, r_{n0})\})$ である。

以上のように、事前の政治改革を重視する場合には、政治権限を多数派と少数派にどの

ように配分するかが利得配分や政治改革のインセンティブに重要な影響を及ぼす。ここで、政治改革を実施するのは多数派であり、政治権限は政治改革に直接影響を及ぼすものではない。政治権限の配分は多数派の民族主義的活動に直接影響を及ぼすにすぎない。この多数派の民族主義的活動の容認という政治権限のあり方が、間接的に政治改革のインセンティブに影響を及ぼす。

むすび

本稿は、国際社会の影響下にある紛争後の社会において、多数派と少数派に政治権限をどのように配分すれば、多数派の協調的な政治改革のインセンティブを引き出すことができるかという問題について検討した。本稿の主要な結論は以下の点にある。

第1に、政治改革が実施されない場合には、誰が政治決定権を握っていても、多数派の民族主義的活動について政治交渉力をもつアクターが利得を増大させることができる。したがって、政治改革が実施されない場合には政治交渉力の配分が重要になる。

第2に、多数派の民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合には、多数派が政治決定権を握っているときには、多数派は民族主義的政治改革のインセンティブをもつ。これに対して、少数派が政治決定権を掌握するときには、多数派は協調的政治改革のインセンティブをもつ。したがって、民族主義的活動について政治交渉が不可能な場合には、政治決定権の配分が重要になる。

第3に、多数派の民族主義的活動について政治交渉が可能な場合には、多数派は政治決定権と政治交渉力を持っているとき、民族主義的政治改革のインセンティブが大きい。したがって、多数派の民族主義的政治改革を抑制するには、少数派に政治決定権と政治交渉力を与える必要がある。これに対して、多数派の協調的政治改革を促進するためには、少数派に政治決定権、多数派に政治交渉力を与える必要がある。これは一種の民族間の権力分有の重要性を示している。

最後に、残された課題を指摘し結びとしよう。本稿では、多数派の実施する政治改革が離散変数として扱われている。政治改革を連続変数として本稿のモデルを拡張することは今後の課題としたい。

参考文献

- Barnes, S. H. (2001) "The Contribution of Democracy to Rebuilding Postconflict Societies" *American Journal of International Law*, Vol.95, No.3, 86-101.
- Brubaker, R. and D. D. Laitin (1998) "Ethnic and Nationalist Violence," *Annual Review of Sociology*, Vol.24, No. , pp.423-452
- Che, Y-K. and D. Hausch (1999) "Cooperative Investment and the Value of Contracting," *American Economic Review*, Vol.89, pp.125-47.
- Coase, R. H. (1988) *The Firm, the Market and the Law*, Chicago: University of Chicago Press.

- Collier, P. and A. Hoeffler (2004) "Greed and Grievance in Civil War," *Oxford Economic Papers*, Vol.56, No. , pp.563-595.
- Doyle, M. W. (2002) "Strategy and Transitional Authority," in Stedman S. J., Rothchild, D. and E. M. Cousens eds., *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Doyle, M. and N. Sambanis (2000) "International Peacebuilding: A Theoretical and Quantitative Analysis," *American Political Science Review*, Vol.94, No.4, 779-801.
- Fearon, J. D. (1998) "Commitment Problems and the Spread of Ethnic Conflict," in Lake, D. and D. Rothchild eds., *The International Spread of Ethnic Conflict: Fear, Diffusion, and Escalation*, Princeton: Princeton University Press.
- Fearon, J. D. (2004) "Why Do Some Civil Wars Last So Much Longer Than Others," *Journal of Peace Research*, Vol.41, No.3, pp.275-301.
- Fearon, J. D. and D. D. Laitin (1996) "Explaining Interethnic Cooperation," *American Political Science Review*, Vol.90, No.4, pp.715-735.
- Fearon, J. D. and D. D. Laitin (2000) "Violence and the Social Construction of Ethnic Identity," *International Organization*, Vol.54, No.4, pp.845-877.
- Fearon, J. D. and D. D. Laitin (2003) "Ethnicity, Insurgency, and Civil War," *American Political Science Review*, Vol.97, No.1, 75-90.
- Fearon, J. D. and D. D. Laitin (2004) "Neotrusteeship and the Problem of Weak States," *International Security*, Vol.28, No.4, 5-43.
- Fortna, V. P. (2004) "Does Peacekeeping Keep Peace?: International Intervention and the Duration of Peace After Civil War," *International Studies Quarterly*, Vol.48, No. , 269-292.
- Genicot, G. and S. Skaperdas (2002) "Investing in Conflict Management," *Journal of Conflict Resolution*, Vol.46, No.1, pp.154-170.
- Hegre, H., Ellingsen, T, Gates, S. and N. P. Gleditsch (2001) "Toward a Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change and Civil War, 1916-1992," *American Political Science Review*, Vol.95, No.1, pp.33-48.
- Hart, O. (1995) *Firms, Contracts and Financial Structure*, Oxford: Oxford University Press.
- Hartzell, C., Hoddie, M. and D. Rothchild (2001) "Stabilizing the Peace After Civil War: An Investigation of Some Key Variables," *International Organization*, Vol.55, No.1, 183-208.
- Horowitz, D. L. (1985) *Ethnic Groups in Conflict*, Berkeley: University of California Press.
- Kalyvas, S. N. (2003) "The Ontology of "Political Violence": Action and Identity in Civil Wars," *Perspectives on Politics*, Vol.1, No.3, pp.475-494.
- Kaufmann, C. (1996) "Possible and Impossible Solutions to Ethnic Civil Wars," *International Security*, Vol. 20, No.4, pp.136-175.
- Licklider, R. (1995) "The Consequences of Negotiated Settlements in Civil Wars, 1945-1993," *American Political Science Review*, Vol.89, No.3, pp.681-690.
- Lijphart, A. (1977) *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*, New Haven: Yale University Press.
- Linz, J. J. and A. Stepan (1996) *Problems of Democratic Transformation and Consolidation:*

- Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Maskin, E. and J. Tilore (1999) "Two Remarks on the Property-Rights Literature," *Review of Economic Studies*, Vol.66, pp.139-150.
- Matheson, M. J. (2001) "United Nations Governance of Postconflict Societies," *American Journal of International Law*, Vol.95, No.3, 76-85.
- Paris, R. (1997) "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," *International Security*, Vol.22, No.2, 54-89.
- Paris, R. (2002) "International Peacebuilding and the 'Mission Civilisatrice'," *Review of International Studies*, Vol.28, No.4, 637-56.
- Preece, J. J. (1997) "Minority Rights in Europe: From Westphalia to Helsinki," *Review of International Studies*, Vol.23, No.1, pp.75-92.
- Rothchild, D. (2002) "Settlement Terms and Postagreement Stability," in Stedman S. J., Rothchild, D. and E. M. Cousens eds., *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Sisk, T. D. (1996) *Power Sharing and International Mediation in Ethnic Conflict*, Washington D.C.: United States Institute of Peace.
- Strohmeier, H. (2001) "Collapse and Reconstruction of a Judicial System: The United Nations Missions in Kosovo and East Timor," *American Journal of International Law*, Vol.95, No.3, 46-63.
- Tilore, J. (1999) "Incomplete Contracts: Where Do We Stand?" *Econometrica*, Vol.67, pp.741-781.
- Wilde, R. (2001) "From Danzig to East Timor and Beyond: The Role of International Territorial Administration," *American Journal of International Law*, Vol.95, No.3, 583-606.
- Woodward, S. (1995) *Balkan Tragedy: Chaos and Dissolution after the Cold War*, Washington, D.C.: The Brookings Institute.
- Zahariadis, N. (2003) "External Interventions and Domestic Ethnic Conflict in Yugoslav Macedonia," *Political Science Quarterly*, Vol.118, No.2, 259-279.
- 伊藤秀史(2003) 『契約の経済理論』有斐閣。